



3 消安第3636号

令和3年10月8日

鳥取県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

韓国におけるH5亜型鳥インフルエンザウイルス（病原性未確定）の検出について

日頃から、家畜防疫の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」という。）の防疫対策について、これまでも家きん飼養農場に対し発生予防対策に関する情報提供並びに指導及び助言を実施いただいていたところです。

本年10月7日、韓国当局より、忠清南道牙山市及び京畿道安城市で採取された野鳥の糞便からH5亜型鳥インフルエンザウイルスの抗原が検出された旨プレスリリースされました。高病原性かどうかの判定はさらに3～5日間程度かかる見込みです。

本年4月以降、アジア、欧州等において継続的に飼養家きんで本病が発生しており、野鳥についても我が国へ飛来する渡り鳥が本病のウイルスを保有する可能性も高いことから、今シーズンにおいても本病の発生に対して、厳重な警戒が必要と考えられます。

各都道府県におかれましては、「令和3年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和3年9月10日付け3消安第3060号農林水産省消費・安全局長通知）等により飼養衛生管理基準の遵守に係る指導及び助言並びに万が一の発生時のまん延防止対策の徹底を実施いただいているところですが、引き続き、家きん飼養者に対し、地域や関係団体と連携の上、特に、①早期発見・早期通報の再徹底、②家きん飼養農場の防鳥ネットの再度の確認及び人・車両の出入りの厳重管理、③農場周辺の消石灰散布など消毒の徹底等による農場へのウイルス侵入防止の徹底について、地域の協議会の活用、直接訪問、飼養衛生管理者メーリングリストの活用等の方法により、指導及び助言を実施するよう改めてお願いします。

【担当】

農林水産省消費・安全局

動物衛生課防疫企画班

青山、田中、中島、石川